

元市職員による業務上横領事件について

青少年課・TEL224-5724

(財)川越市青少年健全育成協会の職員として事務に従事していた元市職員（平成18年7月に懲戒免職）による業務上横領事件について、同協会から次のとおり市へ報告がありました。

この事件については今後、損害賠償が確定し、同協会から市へ報告がされしだい、その結果をお知らせします。

財団法人川越市青少年健全育成協会

元市職員による業務上横領事件について（報告）

余寒の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、財団法人川越市青少年健全育成協会の職員として事務に従事していた元市職員による業務上横領事件につきましては、川越市並びに市民の皆様にご心配をおかけしたことに對しまして、深くおわびいたします。

本協会におきましては、当該事件の全容解明のため、有識者による「財団法人川越市青少年健全育成協会業務上横領事件に係る使途不明金調査委員会」を設置し、慎重に調査を進めてまいりましたが、この度、当該調査委員会から調査結果報告書が提出されました。当該報告書によりますと、今回の事件に係る使途不明金等の総額は、本協会が平成18年度に行った内部調査で判明した5,150万8,323円を412万4,432円上回る5,563万2,755円に上ることが判明いたしました。

本協会では、この調査結果を踏まえ、早急に臨時理事会を開催し、今後の対応について下記のとおり決議いたしましたことをご報告いたします。

記

〔決議の内容〕

本協会及び元市職員双方の代理人により、平成19年4月16日付けで結んだ示談書には、「後日、乙の横領金額が前記金額を超えることが証拠によって明らかになった場合は、甲において前記金額を超える部分について乙にその賠償を求めることを妨げない。」と謳われている。この示談書に基づき、報告書の中に記載のある使途不明金等の総額である5,563万2,755円から既に示談を結んでいる損害賠償額2,100万円を差し引いた残りの3,463万2,755円を本協会の新たな損害金と断定し、元市職員に対して損害賠償を求める。

国民生活基礎調査にご協力ください

厚生労働省では、昭和六十年以降、毎年「国民生活基礎調査」を実施しています。

この調査は、保健・医療・福祉・年金・就業・所得など国民生活の基礎的事項を調査し、今後の厚生労働行政の企画・立案に必要な基礎資料を

得るために重要です。

六月四日(木)と七月十六日(木)を調査日として、調査員が対象世帯を訪問し、調査票を配付・回収します。四月中旬から準備調査を始めますので、調査員が伺いましたら、ご協力を願います。

調査の期日と内容

- ① 6月4日(木) 世帯票
- ② 7月16日(木) 所得票

問い合わせ

- ① 保健総務課
TEL 227-5101
- ② 生活福祉課
TEL 224-5784

化学物質を取り扱う事業者の皆さんへ

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改

善の促進に関する法律」および「埼玉県生活環境保全条例」では、年度ごとに化学物質の取扱量や排出量などを把握し、届け出などをすること、事業者が義務付けています。平成二十年度の化学物質の取扱量や排出量などについて、市内に事業所を有し、一定要件を満たす事業者は、事業所ごとに次の方法で届け出

などをしてください。

対象となる事業者の要件など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

●法律に基づく「化学物質の排出量及び移動量」の届け出

インターネット・磁気ディスク・書面のいずれか。

*インターネットによる届出をする場合には、事前に

「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要です。

●条例に基づく「化学物質の取扱量」の報告

インターネット、または書面のいずれか。

*インターネットによる報告は、市ホームページから直接

可能です。事前の届け出は不要です。

提出期間

4月1日(水)～6月30日(火) (必着)。

提出先

〒350-8601川越市役所環境保全課(本庁舎五階)

に郵送または持参(土・日曜日、祝日、休日を除く)。

問い合わせ：環境保全課

TEL 224-5894

北海道のジャガイモオーナーになりませんか

～ 中札内村・川越市民オーナー農園制度 ～

この制度は、市民の皆さんが友好都市・中札内村の農作物（ジャガイモ）の所有者になり、植え付けや収穫などを体験するものです。

オーナー（所有者）になるためには、下記の「いも植えツアー」の参加が必要です。経費には、1区画分のいも株券（50株分のジャガイモと収穫後の送料）を含みます。また、「いも植えツアー」参加者は、9月上旬に開催予定の「いも掘りツアー」（経費別途）に参加できます。

雄大な日高山脈と、見渡すかぎり大地が続く広大な十勝平野、清流・札内川。大空の下で、深呼吸してみませんか。

●いも植えツアー

日時…5月9日(土)～10日(日) 対象…市内在住 定員…15人（抽せん・最少催行人数5人） 経費…48,000円（食事4回含む） 申し込み…往復ハガキに、参加者の住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号を明記し、4月13日(月)（必着）までに〒350-8601川越市役所国際交流課
*参加費の振込先など、詳しくは後日参加者にお知らせします。

問い合わせ…国際交流課・TEL224-5506

平成21年度分の年金天引き（特別徴収）の仮徴収を行います

平成二十一年度の国民健康保険税および介護保険料・長寿医療（後期高齢者医療）保険料について、同二十年度に年金天引きを実施していた方は、四月から年金天引き（特

別徴収）で仮徴収を行います。仮徴収は、昨年七月に通知したとおり、二月の年金天引きと同額を、四月・六月・八月の年金から天引きします。なお、年金天引きが中止になった方や、国保と長寿医療保険で納付方法変更の申し出をした方は該当しません。保険税（料）は、昨年の収

入状況などを基に七月に決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済み額の差額は、八月以降の年金天引きで調整します。詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ…国民健康保険税について
国保資格担当
TEL224-5836

介護保険料について
介護課
TEL224-5817

長寿医療保険料について
医療助成課
TEL224-5842

重度、心身障害者医療費支給制度について

身体障害者手帳一級～四級、療育手帳④・A・B所持者または後期高齢者医療広域連合による障害認定者（六十五歳以上で精神障害者保健福祉手帳一、二級所持者または障害年金一、二級の裁定を受けている方）を対象に、保険診療による一部負担金などの医療費を助成しています。まだ登録申請をしていない方は、身体障害者手帳・療育

手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書のいずれか一つと、健康保険証・預（貯）金通帳・印鑑を持参し、医療助成課（本庁舎二階）で手続きをしてください。

問い合わせ…医療助成課
TEL224-5842

喫煙マナーの向上にご協力ください

喫煙者の皆さんは、平成十九年に施行された「川越市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、市内全域で路上喫煙をしないように努めることが義務付けられています。また、左の「路上喫煙禁止地区」内で、市職員が注意しても路上喫煙をやめない場合は、過料二千元の罰則が適用されます。同条例で定める路上喫煙

とは、道路や公園など屋外の公共の用に供されている場所で喫煙することです。たばこを持つ手は、子どもたちや車いすを使用している人の顔の高さと同じ位置。やけどをさせたり、衣服を焦がしたりする危険があります。また、火の付いたたばこを投げ捨てると、ごみが増えてまちの美観を損ねるだけでなく、火災の危険もあります。さらに、副流煙は、周囲の人の健康に影響を与えます。市では「路上喫煙禁止地区」内のパトロールによる呼びかけと、路上喫煙禁止地区を示す路面標示やポスターの掲示、パンフレットの配布などによる啓発を行っています。

問い合わせ…資源循環推進課
TEL224-5908

